

第五回 全国仏教保育大会と

仏教保育の現状

古屋道雄

保育に共通の広場を

原爆の惨禍より雄々しくたち上る広島市の公会堂と平和記念館を会場に、昨年十一月十四、五両日、第五回全国仏教保育大会が開かれた。会する者は千余名で、主催は日本仏教保育協会(日仏保)、実施者は広島県仏教保育協会である。仏教保育界は幼稚園、保育所が一丸となって組織されていて、仏教系幼稚園一千余、保育所二千五百、計約四千を算し、これは私立園の四割強にあたるわけである。

日仏保が昭和三年に結成された頃は四百余であつて、内地はもとより植民地よりの参会があつた夏季保育講習会——現在第二十六回となる——や、保母養成所を開設していたが、昭和二十五年第一回全国大会を開催する頃は約一千余となり、現在は戦前の十倍を数えるに至った。これは戦後の保育施設が急激に増加したのと軌を一にしているが、その主流の一となつたのが仏教保育界ともみられ、社会のさまざまな関心を

よんで、一般の風潮として経営主義的な見方も世におこなわれているようである。しかし仏教と教化事業の歴史から言つても、近くは昭和初期に仏教各宗団が競つて力をいたした農繁託児所運動により、全国四千余の寺院託児所設置があつたこと、子ども会や日曜学校運動もまた広く青年僧によりおこなわれていた点から言つて、戦後仏教保育施設が激増したことは単なる時流に投じたとみるのはあたらない。むしろこれは老年化を急ぐかに見えていた仏教教団が、戦前の青少年運動や児童教化事業を、更に児童より家庭へと一大転向を無意識的におこない、——中にはこのように指導した人々もあつて——教団の若返りをおこなつたと私どもは考えていく。

わが国の仏教保育は和氣法均尼(七二九と七八八)が戦災孤児八十三名を撫育したことから始まるが、釈尊の人間が自覚めて正覚者(仏)となり、その仏に導かれて仏となるとの人間形成の理念(上求菩提)、自分

その理念と実際

本大会においては、開会式閉会式共にパリ一語讚仏歌を中心とする儀式が厳肅におこなわれたほか、原爆慰靈碑全員参拝をおこなつた。そして仏陀の慈悲による児童の育成と、仏陀の智慧をもつて原爆の惨禍を幼児に与えぬよう、政治のより超えた世界平和を祈念する大意の宣言を決議した。

大阪市立大学大西憲明氏は指導講演として「仏教保育と道徳教育」と題して次の通りの大意を講じた。「幼児の望ましい人格的発達を助長する環境を整えるための保育

だけではなくその喜びを物心両面にわたって他にも伝える(下化衆生)の考え方から、自己の求道だけでなく古来教育や教化救済事業をおこなうと共に、わが国の幼児が無差別平等の立場からいかに育成されるかという、共通の広場を持つことが特に必要と一般に考えられている。この現われが日仏保の全国保育大会を生む主因であつて、仏教の信念をいかに保育に生かすか、仏教者が保育行政面においていかなる立場にあるかを自覚しながら幼保それぞれの事業を拡充する。もし幼児育成に最善の道として、仏教の立場から要望するものがあるならば、セクト行政にあらざる眞の保育を招来し得るよう共同研究の場を持とうとするのが本大会である。

には、その望ましい人格という価値体系の主軸の立て方には種々あつても、私たちは眞実への道を求めるという仏教精神が最高の原理であることを確信している。だからこそ望み高く、苦難もまた多い仏教的環境設定の保育に精進しており、児童と共に真実を求める歩みを進めている。この限りでは児童の道徳教育は仏教保育に包まれた手段にしか過ぎない。道徳は仏教精神によつてその実践的意味が生かされてくるからである」と講じ、仏教保育と道徳教育の関係、児童の人格的発達に即する仏教保育とは何か、仏教保育の環境構成、生活指導について詳説した。

分科会は、理念、実際、経営管理の三に分かれたが、その第一分科会においてもま

ず道徳教育との関係が論議された。

提案者より道徳教育についての文部省の見解の披露があり、前大会において決定した仏教保育の定義「仏教保育とは仏教の信仰をもつたものが、仏教精神に基づいた教材や方法をもつて人格完成への目標達成のためにおこなわれる仏教情操教育である」に基づいて、まず仏教信仰や仏教精神については、各宗の表現や受取り方の差異について、多少の論議がおこなわれた。仏教保育をいかに展開するか、是正すべき点ありとすれば何かを検討した。保育行政の実際をみると仏教保育の中でも、個人、宗教法人、

かすとして結んだ。
教職員の仏教精神の養成と、廿一校においては、幼保を通じて教化事業として仏教保育は、幼保共に府県においてこの面の争論を喚起する要があること、また事故発生時には宗教的な解決をまず身をもつておこうことが一致した意見となつた。次回三十五年は東京会場と決定して散会した。

実際面の分科会においては、「保育内容にどのように仏教的なものを加えるか」との提案に対して六波羅密(六度万行)の布施、持戒、忍辱、精進、禪定、知慧を一週六日に配当し、仏前奉仕に花、水番……などを日によって変えるとの実例や、岐阜県士岐市仏保の座禅静座を保育に適用する実例の例示があつた。

「礼拝の適切なやり方」については仏教研究委員会で示した準則、献香献花、お誓い、礼拝、宗歌、讀仏歌、お話、默想などを中心に、その他母の会の指導や家庭の宗教情操教育についても実例の交換があり、今後の教化策の資料となつた。

宗教法人の公益事業とは

園長を主とする経営管理の第三分科会では、幼保を通じて教化事業として仏教保育をいかに展開するか、是正すべき点ありとすれば何かを検討した。保育行政の実際をみると仏教保育の中でも、個人、宗教法人、

財法、学法、社福法人などに分かれているが、寺院と中心とする者は宗教法人立て努力を重ね、行政面からの影響については全国にわたって動きを視察していく。また仏教保育を受けた児童の将来がどうなつていい修養の場として業務の中に信念を育てる。学校においても仏教教育の徹底を期待する。

宗教法人立と学法化、社福化については、学法化が幼稚園としては本則である現実を認識すると共に、学法化が強制の域に達していないのに反し保育所が第二種事業として社福化を法で強制されいないにもかかわらず、厚生省の指導によつて強化されようとしている。この風潮を受けて二、三の県において、宗教法人法で公益事業を認めているのに、個人の設立でないと認可しなかつたり、認可の際に誓約書をとつたりしているのは、宗教法人法の公益事業と相容れぬものがあるので、この面の公正化を今後図ることを保育所部会では大きな問題としてとりあげた。

また園児の災害補償問題はスクールバスによる死亡、遠足時の死亡などの事故が報告され、幼保共に府県においてこの面の争論を喚起する要があること、また事故発生時には宗教的な解決をまず身をもつておこうことが一致した意見となつた。次回三十五年は東京会場と決定して散会した。